

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第49号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第8号の3及び第8号の4」を「第34条第11号及び第12号」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第6条の見出し中「第33条第8号の3」を「第34条第11号」に改め、同条第1項中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「第34条第8号の4」を「第34条第12号」に改める。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

建築管理課

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第50号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「小布施町」を「飯田市及び小布施町」に改める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

建築管理課

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第51号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

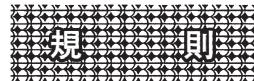
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営企画課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第44号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

（徴収金の収納の事務を委託することができる者の基準）

第5条の2 条例第8条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通地方公共団体の公金又は電気、ガス等の料金の収納の事務について相当の知識及び経験を有していること。

(2) 委託する収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。

(3) 収納した徴収金を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、当該徴収金に係る事項を条例第105条の2に規定する電磁的記録（以下第98条及び第98条の2において「電磁的記録」という。）によって正確に記録し、及び遅滞なく知事に必要な報告をすることができる技術的な基礎を有していること。

第30条中「若しくは計算期間」を削る。

第35条第2項中「又は計算期間」を削る。

第98条中「条例第105条の2に規定する」及び「（以下この条及び次条において「電磁的記録」という。）」を削る。

「 様式第8号の一般用の第3片中 「取りまとめ郵便局」 を 」

「 「取りまとめセンター」 に改め、同様式の個人事業税用及び不動産取得税用中 「取りまとめ郵便局」 を 「取りまとめセンター」 に改め、 」

「 同様式の自動車税用中 「長野県総務部県税チーム」 を 」

「 「長野県総務部税務課」 に、「 「取りまとめ郵便局」 」

「 「を取りまとめセンター」 に、 」

「 「(納付場所→指定金融機関統括店→総務部県税チーム)」 を 「(納付場所→指定金融機関統括店→総務部税務課)」 に、 」

「 「加入者 長野県総務部県税チーム」 を 」

「 「加入者 長野県総務部税務課」 に改め、同様式の鉱区税 」

用の表面中 「**取りまとめ郵便局**」 を 「**取りまとめセンター**」 に改める。

様式第10号の法人県民税・法人事業税用の備考の2を削り、同備考の1を同備考とする。

様式第10号の自動車税用の表面、様式第11号の一般用の第3片及び同様式の税務総合オンライン端末用中

「**取りまとめ郵便局**」 を

「**取りまとめセンター**」 に改める。

「**取りまとめ郵便局**」 を 「**取りまとめセンター**」 に改める。

様式第11号の自動車税手書き用の第1片中

に改め、同様式の自動車税オンライン端末用中

「(自動車税オンライン端末用)」を
「(税務総合オンライン端末用)(自動車税用)」に、

「**取りまとめ郵便局**」 を 「**取りまとめセンター**」 に改める。

様式第37号の複数税目・複数年度充当用中

「**銀行窓口 現金送金
送金小切手 郵便為替 郵便振替**」 を

「**銀行窓口 現金送金
送金小切手 郵便局窓口**」 に改める。

様式第49号の注の4を次のように改める。

4 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、
申告等の期限延長を申請する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

様式第65号の表面の備考を削る。

様式第66号の備考を削る。

様式第156号の第3片中「長野県出納長 殿」を「長野県会計管

理者 殿」に、「**取りまとめ郵便局**」 を

「**取りまとめセンター**」 に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(法人課税信託に関する規定の適用)
- この規則による改正後の長野県県税に関する規則第30条及び第35条の規定並びに様式第10号の法人県民税・法人事業税用、様式第49号、様式第65号及び様式第66号は、平成19年9月30日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託(以下「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

(用紙の使用に関する経過措置)

- この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定(様式第8号の自動車税用、様式第37号、様式第49号及び様式第156号の規定を除く。)に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税務課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第45号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(8)のア中「第83条第1項」を「第40条第1項」に改め、同イ中「第84条第1項」を「第41条第1項」に改め、同ウ中「第85条第1項」を「第42条第1項」に改め、同(10)のカの(7)中「(イ)」を「(フ)」に改め、同(カ)中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改め、同(カ)中「措置命令」を「勧告」に改め、同(イ)を同(フ)とし、同(セ)を同(フ)とし、同(カ)の次に次の事項を加える。

(セ) 第24条第4項の規定による勧告

(タ) 第24条第5項の規定による措置命令

別表第2の15の(2)のアの(カ)を同(タ)とし、同(カ)から(モ)までを同(カ)から(カ)とし、同(カ)中「(カ)から(カ)」を「(カ)から(カ)」に、「(カ)から(カ)」を「(カ)から(カ)」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(カ)から(カ)を同(カ)から(カ)とし、同(カ)の次に次の事項を加える。

(イ) 法第6条の3第1項の規定による報告の受理

(タ) 法第6条の3第2項の規定による変更の報告の受理

(カ) 法第6条の3第4項の規定による情報提供の要求

(タ) 法第6条の3第6項の規定による報告及び報告内容の是正の命令

別表第2の15の(26)のアの(7)中「第8条後段」を「第10条後段」に、「第9条第2項」を「第11条第2項」に改め、同(イ)中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同(カ)中「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(カ)中「第30条第1項」を「第34条第1項」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(カ)中「第27条第2項」を「第31条第2項」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(カ)中「第27条第1項」を「第31条第1項」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(カ)中「第14条第4項」を「第18条第5項」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(カ)中「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、同(カ)を同(カ)とし、同(カ)の次に次の事項を加える。

(タ) 第16条第1項の規定による温泉利用の許可を受けた者の地位の承継の承認

(カ) 第17条第1項の規定による温泉利用の許可を受けた者

の地位の承継の承認

別表第2の15の(26)のイ中「第11条」を「第13条」に改める。

別表第3の4中「(2)のアの(イ)」を「(2)のアの(ト)」に、「同(26)のアの(ケ)」を「同(26)のアの(コ)」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

行政改革課

企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成19年10月22日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯　山　　強

長野県公営企業管理規程第6号

企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の部分休業に関する規程（平成4年長野県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「第9条」を「第19条」に改める。

附　則

この管理規程は、公布の日から施行する。

経営企画課